

令和3年8月17日

利用調整における勤務実績の取り扱い・就労証明書の様式について（変更）

利用調整における保護者の皆様の勤務実績につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大以降の経済活動の制限や出勤抑制等を踏まえ、別紙「新型コロナウイルス感染症拡大の影響により就労日数や労働時間が減少した方へ」のとおり、実績の記入に関する特例を設けるなど取り扱いの変更を行ってきたところでございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、保護者の皆様の就労状況への影響が長期化していることを踏まえ、利用調整における就労実績の取り扱いを改めて変更することといたしましたので下記のとおりご案内いたします。

記

1. 利用調整における勤務実績の取り扱いについて

勤務実績の範囲を拡大し、**最近6カ月**の実績を審査対象とする方法へ変更します。この取り扱いは**令和3年10月入所分の利用調整から**開始します。

※変更前：**最近3カ月**の実績（妊娠による体調不良等がある場合のみ最近6カ月の実績）

2. 就労証明書の様式について

北区では、令和3年8月より、就労証明書作成に係る企業の負担軽減を目的として、従来の北区独自の「勤務（予定）証明書（以下「就労証明書（旧様式）」といいます。）」から国の標準的な様式（※1）を活用した「就労証明書（以下「就労証明書（新様式）」といいます。）」へ様式を変更いたしました。

今後、新たな利用申請や追加書類として、就労証明書の提出を予定されている保護者の皆様におかれましては、「就労証明書（新様式）」にてご提出いただきますようお願いいたします。

「就労証明書（新様式）」は、北区公式ホームページ「入園に関する書類のダウンロード」からもExcel形式でダウンロードが可能です。

なお、既に「就労証明書（旧様式）」で就労先に発行を依頼されている方、直近で提出した「就労証明書（旧様式）」を流用（再利用）（※2）して申請を検討されている方につきましては、引き続き「就労証明書（旧様式）」での提出も可能です。

※1 就労証明書の標準的な様式

自治体ごとに異なる就労証明書の様式をまとめ、書き方等を統一した共通の就労証明書のことです。就労証明書の発行にかかる企業の負担軽減及び子ども・子育て支援分野における

デジタル化を推進するために、全国の自治体で活用が進められています。

※2 就労証明書の流用（再利用）

受付日から起算して過去 3 カ月以内に発行された就労証明書（証明年月日の日付で判断）であれば、既に提出済みの就労証明書を再利用して利用申請等のお手続きが可能です。

【問い合わせ】

〒114-8508

東京都北区王子本町1丁目15番22号

東京都北区保育課入園相談係

電話：03-3908-9129

FAX：03-3908-9283